



答申第518号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保総総第1350号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 臨時福祉給付金支給事務において、対象者と思われる市民に事前の個別勧奨を行うための申請書を送付するにあたり、福祉情報システム内の別紙事務事業において把握している「居所」情報を利用することは、可能な限り確実に申請書案内が対象者に到達することとなり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 【福祉情報システム内の生活保護事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の民生委員児童委員事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の高齢福祉関連事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の介護保険関連事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の障害福祉関連事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の障害者支援関連事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の障害者更生関連事務に関する情報】
 - 【福祉情報システム内の自立支援医療事務に関する情報】
- ・福祉個人番号
 - ・居所



答申第519号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け神ここ第3857号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 臨時福祉給付金支給事務において、対象者と思われる市民に事前の個別勧奨を行うための申請書を送付するにあたり、福祉情報システム内の別紙事務事業において把握している「居所」情報を利用することは、可能な限り確実に申請書案内が対象者に到達することとなり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉情報システム内のこども家庭支援事務に関する情報】

【福祉情報システム内の子育て支援事務に関する情報】

- ・福祉個人番号
- ・居所



答申第520号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保総
総第1355号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 臨時福祉給付金支給事務において、対象者と思われる市民に事前の個別勧奨を行うた
めの申請書を送付するにあたり、新たに「居所」情報を追加して電子計算機処理を行う
ことは不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行
わなければならない。

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【追加する項目】

- ・ 福祉個人番号
- ・ 居所